

法令等	学校教育目標	市のいじめ防止等に関する基本認識
<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月) ○「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成25年10月) ○「鹿児島県いじめ防止基本方針」(平成26年3月) ○「霧島市いじめ防止基本方針」(平成26年3月) →各学校で「〇〇学校いじめ防止基本方針」を策定 ○「いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂(平成29年3月) ○「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月) ○「鹿児島県いじめ防止基本方針」の改定(平成29年10月) 	<p style="text-align: center;">いじめ問題への学校の目標</p> <p>いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうる事を踏まえて、組織的に、万全の体制でのぞむ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る。 ○ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている。 ○まだ気付いていないいじめがある。 ○いじめを一件でも多く察知・発見し、一件でも多く解決する。 ○いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない

【牧園中学校いじめ予防対策委員会】

- 〈内容〉・ 年間を通した取組等について検討
- ・ 年間の活動を検証し、次年度への計画の作成
 - 1 日常的な関係者の会【校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭】(月1回以上)
 - 2 事案に応じ、その他必要に応じた関係者を加えた会【1に加え、担任、部活動顧問】
 - 3 地域の関係者、第三者を加えた会【1に加え、学校評議員、民生委員、自治会長、PTA役員】
 - 4 専門家等を加えた会【3のうち1回は、スクールカウンセラー・いじめ相談員等を加える】
- 〈構成〉管理職、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、その他必要に応じた関係者及び外部専門家

PTAとの連携	学校の取組	市教委との連携
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級PTA、学年PTA、PTA総会の活用 ・ 学校基本方針の説明(入学時、各年度の開始時) ○ 学校ホームページで学校基本方針の公開等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未然防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳教育の充実 ・ 児童会・生徒会によるいじめ防止活動 ・ 体験活動を活用した人間関係づくり ○ 早期発見 <ul style="list-style-type: none"> ・ 無記名アンケートの実施(学期1回以上) ・ 個別相談、教育相談等 ○ 対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者、加害者への適切なケア及び指導 ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導主事の派遣及び助言 ○ いじめ問題対応チームの派遣及び助言 ○ 研修等への講師派遣 <p style="text-align: center;">関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察 ○ 児童相談所 ○ 市町村の福祉部局 <p style="text-align: right;">等</p>